お知らせ掲示板

★上士幌町役場　☎01564-2-2111（代表）
※お問い合わせ先に記載の電話番号は、役場各課の直通番号です。

みんなチェック！　最低賃金。

北海道最低賃金

令和４年10月2日からの最低賃金は

920円

北海道内で事業を営む使用者およびその事業場で働くすべての労働者（臨時、パートタイマー、アルバイト等を含む。）に適用されます。

募集

11 住み続けられるまちづくりを

公営住宅入居者

【町営住宅（ふれあい団地・14区）】

◆入居資格
住宅に困窮していて、所得（月額）が15万８０００円を超えず、町が定める基準に該当する者

◆募集住宅①
Ｄ棟２階・61号【平成11年度建設】
３ＬＤＫ（２人以上世帯向け）

◆家賃（収入区分による）
月額２万６１００円～３万８８００円

◆募集住宅②
Ｈ棟１階・１０３号【平成10年度建設】
２ＬＤＫ－ｓ（２人以上の世帯または60歳以上の単身高齢者向け）

◆家賃（収入区分による）
月額２万１５００円～３万２１００円

【特公賃住宅（ふれあい団地・14区・高額所得者向け）】

◆入居資格
住宅に困窮していて、所得（月額）が15万８０００円以上、48万７０００円以下で、町が定める基準に該当する者

◆募集住宅③
Ｂ棟１階・24号【平成12年度建設】
３ＬＤＫ（２人以上世帯向け）

◆家賃　月額６万０００円

※所得に関わらず一律となります。

◆募集期間
いずれの住宅も２月１日㈬～10日㈮

◆注意事項（各住宅共通）
◇募集戸数を超えて申し込みがあった場合は、住宅の困窮度をもとに選考となります。
◇入居決定後、入居の前に家賃月額の３か月分の敷金を納入していただきます。
◇利用できる駐車場は各戸１台分のみです。
◇ペットを飼うことはできません。
◇入居者決定後の手続き等がありますので、実際の入居可能時期は２月下旬以降になります。

【その他の住宅】
次の住宅は、申込期間を設けておらず、随時お申し込みを受け付けています。入居要件や住宅の状況など、詳しくはお問い合わせください。

◆新西団地（２人以上の世帯向け）
◇23号　家賃月額１万１７００円～１万７４００円
◇38号　家賃月額１万２７００円～１万８９００円
◇41号　家賃月額１万２９００円～１万９３００円

◆北団地（世帯人数・年齢制限なし）
現在、入居可能な空室はありません。

◆単身者住宅「ノースシティ」（50歳未満の単身者向け）
◇Ａ棟２０１号、Ａ棟２０３号、Ｂ棟１０４号、Ｃ棟１０６号
家賃月額２万７２００円（一律）

※お申し込みやお問い合わせは、建設課公営住宅担当（☎２－４２９７）まで

12 つくる責任 つかう責任

食品加工研修会

食品加工センターで今年度８回目から10回目の加工研修会を開催します。おからバナナケーキや油揚げと豆腐など、上士幌産の大豆を使った研修となります。今回は要望がありました土曜日の研修会も実施します。皆さまのご参加をお待ちしております。

■第８回　おからバナナケーキとシューマイ加工研修会

◆日時　２月25日㈯　９時～13時
◆会場　食品加工センター
◆定員　５名程度
※託児スペースはございません。
◆料金　１６００円程度（おからバナナケーキ１本とシューマイ30個程度をお持ち帰りいただきます）
◆持ち物　持ち帰りの袋、シューマイ持ち帰り用タッパ、エプロン、バンダナ、ゴム手袋
◆申込期限　２月10日㈮

■第９回　油揚げ、豆腐加工研修会

◆日時　３月４日㈯　９時～14時
◆会場　食品加工センター
◆定員　５名程度
※託児スペースはございません。
◆料金　７００円程度（パック封入豆腐３丁と油揚げ３丁分15枚をお持ち帰りいただきます）
◆持ち物　持ち帰りの袋、エプロン、バンダナ、ゴム手袋
◆申込期限　２月17日㈮

※今年度６月７月実施の油揚げの研修に参加されていない方を優先といたします。

■第10回　おからバナナケーキとシューマイ加工研修会

◆日時　３月13日㈪　９時～13時
◆会場　食品加工センター
◆定員　５名程度
※託児スペースはございません。
◆料金　１６００円程度（おからバナナケーキ１本とシューマイ30個程度をお持ち帰りいただきます）
◆持ち物　持ち帰りの袋、シューマイ持ち帰り用タッパ、エプロン、バンダナ、ゴム手袋
◆申込期限　２月24日㈮

※本事業は「まなびの森」対象事業です。
※新型コロナウイルス感染症の状況により、延期・中止する場合がありますので、予めご了承ください。
※お申し込みやお問い合わせは、食品加工センター（☎２－４８３９）まで

スポーツ

3 すべての人に健康と福祉を

第38回 町民歩くスキーの集い

◆日時　２月12日㈰　９時30分～
◆場所　航空公園（バルーン管理棟前集合）
◆対象　小学生以上の町民の方
◆持ち物　歩くスキー一式、汗拭きタオルなど
◆申込期限　２月10日㈮
※用具をお持ちでない方には、スポーツセンターで貸し出しを行っております。
※お申し込みやお問い合わせは、歩くスキーの会事務局・林（☎２－３２５５）または教育委員会生涯学習課社会体育担当（☎２－３０２４）まで

3 すべての人に健康と福祉を

町民フロアカーリング交流の集い

◆日時　２月18日㈯　９時～
◆場所　スポーツセンター
◆対象　小学生以上の町民の方
◆参加料　一般５００円、協会員無料
◆申込期限　２月14日㈫
◆主催　フロアカーリング協会
※お申し込みやお問い合わせは、フロアカーリング協会事務局・堂畑（☎２－４０６２）または会長・増田（☎２－２７４４）まで

お知らせ・啓発

16 平和と公正をすべての人に

第20回統一地方選挙の日程が決まりました

◆北海道知事・議会議員選挙
令和５年４月９日㈰
◆上士幌町議会議員選挙
令和５年４月23日㈰

※立候補環境の改善を図り、お金のからない選挙を実現させるため、選挙運動費用の一部を公費で負担する「選挙公営費制度」があります。
※物価変動等により、選挙公営に関する経費の限度額の引き上げを国に合わせて本町も行いました。詳しくは選挙管理委員会事務局（☎２－２１１１）までお問い合わせ下さい。

16 平和と公正をすべての人に

戦没者等のご遺族の皆さまへ

【第十一回特別弔慰金の請求期限が近づいています。令和５年３月31日までにご請求ください。】

※請求期限を過ぎると第十一回特別弔慰金を受ける権利がなくなりますので、お早めにご請求ください。

◆支給対象　令和２年４月１日（基準日）において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」などを受ける方（戦没者等の妻や父母等）がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に支給します。
(1)令和２年４月１日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
(2)戦没者等の子
(3)戦没者等の①父母　②孫　③祖父母　④兄弟姉妹
※戦没者等の死亡当時、生計関係があったことなどの要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。
(4)右記(1)から(3)の戦没者等の三親等内の親族（甥、姪など）
※戦没者等の死亡時まで引き続き１年以上の生計関係があった方に限ります。

◆支給内容
◇国債名称
第十一回特別弔慰金国庫債券 い号
◇額面　25万円（５年償還）

◆請求窓口
◇北海道保健福祉部福祉局地域福祉課援護係（☎０１１－２３１－４１１１）
◇保健福祉課福祉担当（☎２－４２９６）

17 パートナーシップで目標を達成しよう

消防水利除雪のお礼

町民の皆さまには、日頃より消火栓や防火水槽など、消防水利の除雪にご協力いただき、心より感謝申し上げます。上士幌消防署・消防団では、降雪時に消火栓や防火水槽の除雪を行っておりますが、大雪の際などは作業が遅れる場合があります。

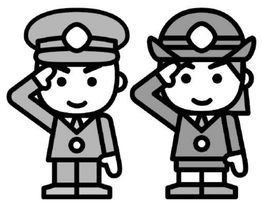

消火栓や防火水槽は、火災活動時に重要な水源となり、緊急時においても使用できるようにしておくことが大変重要です。今後とも皆さまのご協力をお願いいたします。
※お問合せは、上士幌消防署（☎２－２５１９）まで

固定資産の評価替え

固定資産税は、固定資産の価格（適正な時価）を課税標準として課税されます。毎年度評価（額）の見直しを行い、その結果を基に課税することが理想的ですが、膨大な量の土地や家屋について毎年度評価を見直すことは実務的にも難しいことや、課税事務の簡素化・徴税コストの削減等の観点から、土地および家屋については「3年ごとに価格を見直す制度」（固定資産の評価替え）がとられています。

次の基準年度は「令和6年度」で、以降の2年間（令和7年度および令和8年度）は新たな評価を行わず、基準年度の価格を据置いて課税標準とします。

※お問い合わせは、町民課固定資産税担当（☎2－4294）まで

通年雇用支援セミナー開催のご案内

現在、季節労働者として働いている方が通年雇用労働者として働くために役立つセミナーが開催されます。社会保険労務士を講師に招き、通年雇用の社会保険のメリットやライフスタイルについて分かりやすく解説いたします。セミナー終了後には個別相談会を行い、技能講習などを無料で受講できる「人材育成事業」の申込みも受け付けております。

◆**日時**
◇2月7日(火)　13時30分～16時40分
　音更町共栄コミュニティセンター
◇2月8日(水)　13時30分～16時40分
　幕別町札内コミュニティプラザ
◆**セミナー参加料**　無料
※ご来場の際は、マスクの着用をお願いします。
※お申し込みは、電話またはＦＡＸにて左記までお申し込みください。
◇十勝北西部通年雇用促進協議会
　電話：0120－980－454
　ＦＡＸ：0155－42－5412

冬のごみ出しについて

冬の積雪期には道路等の除排雪の状況により、いつもよりごみの収集が遅れることがあります。

春から秋までの間は午前中で収集を完了していたものが、積雪期には午後までかかることもありますので、町民の皆さまにおかれましては収集完了までしばらくお待ちください。

また「資源ごみ」の収集日に大雪が降った場合、特にダンボール等の紙類は濡れてしまうため、濡れないような対策をして出していただくか、次回の資源ごみの日に出していただくようご協力をお願いいたします。

ごみを出す場所について、雪山が死角となったり、降った雪などがかぶさって見えないこともありますので、見やすいように除雪等のご協力もお願いいたします。

※お問い合わせは、町民課生活環境担当（☎2－4294）まで

STOP！食品ロス

食品ロスとは、まだ食べられるのに捨てられている食品のことです。日本では、年間522万トン（令和2年度推計）の食品が捨てられています。これは、世界中で飢餓に苦しむ人々に向けた世界の食料支援量（令和2年で年間約420万トン）の1．2倍に相当します。

食品ロスは、①買いすぎ、②過剰除去（食べられる部分を捨ててしまうこと）、③作りすぎ・食べ残し、④期限切れの4つの原因で発生します。

食品ロスを減少させるために、家庭では冷蔵庫の在庫確認、賞味期限の正しい理解、食品の有効活用を心がけましょう。外食先では、食べきれる量を注文し食べ残しが無いようにしましょう。持続可能な未来のために、「食べること」を今日の食事から見直してみませんか？

※お問い合わせは、町民課生活環境担当（☎2－4294）まで

児童扶養手当

児童扶養手当は、父母の離婚等によるひとり親家庭等の生活の安定と自立を促進し、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。

対象となる方で、まだ申請をされていない方は、役場保健福祉課にご相談ください。

◆**支給要件（対象者）**
次のいずれかの状態にある児童を養育している方
①父母が離婚した児童
②父または母が死亡または生死不明である児童
③父または母が重度の障がいの状態にある児童
④父または母が裁判所による配偶者からの暴力（DV）の保護命令を受けた児童
⑤父母とも不明である児童
⑥父または母が1年以上拘禁されている児童
⑦父または母に1年以上遺棄されている児童
⑧婚姻によらないで生まれた児童
※「児童」とは、18歳に達する日以後、最初の3月31日までにある児童をいいます。ただし、一定の障がいがある場合は、20歳未満まで手当が受けられます。
◆**手当額（月額）**　※令和4年4月現在
◆児童1人のとき
　4万3070円～1万160円
◆児童2人以上の加算額
　2人目　1万170円～5090円
　3人目以降1人につき
　　6100円～3050円
※支給金額は所得に応じて決定され、一定以上の所得がある場合は支給停止となります。
◆**支給時期**　1・3・5・7・9・11月（年6回）に前月分までの手当を支給します。
◆**申請に必要なもの**
印鑑、申請者名義の通帳、年金手帳、申請者および該当する児童の戸籍謄本、住民票謄本など。
※申請やお問い合わせは、保健福祉課福祉担当（☎2－4296）まで

特別児童扶養手当

特別児童扶養手当は、精神または身体に障がいのある児童を監護、養育している父母および父母にかわってその児童を養育している方に支給される手当です。

対象となる方で、まだ申請されていない方は、役場保健福祉課にご相談ください。

◆**支給要件（対象者）**
精神または身体における障がいの程度が、定められた基準に該当する20歳未満の児童を監護、養育している父母等が対象となります。ただし、支給要件に該当しても所得制限などで支給停止となる場合があります。

また、児童が施設等に入所している場合や、児童が障がい等を理由に公的年金を受給している場合は、支給該当になりません。
◆**手当額（月額）**　※令和4年4月現在
◆1級　5万2400円
◆2級　3万4900円
◆**支給時期**　4・8・11月（年3回）に前月分までの手当を支給します。
◆**申請に必要なもの**
印鑑、申請者名義の通帳、所定の診断書、申請者および該当する児童の戸籍謄本、住民票謄本など
※申請やお問い合わせは、保健福祉課福祉担当（☎2－4296）まで

石綿による疾病の補償・救済について

中皮腫や肺がんなどを発症し、それが労働者として石綿ばく露作業に従事していたことが原因であると認められた場合には、労働者災害補償保険法に基づく各種保険給付や石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく特別遺族給付金が支給されます。

石綿による疾病は、石綿を吸ってから非常に長い年月を経て発症することが大きな特徴です。

中皮腫などでお亡くなりになられた方が過去に石綿業務に従事されていた場合には、労災保険給付等の支給対象となる可能性がありますので、左記までご相談ください。

※詳細やお問い合わせは、北海道労働局労働基準部労災補償課（☎011－709－2311）まで

子育て支援センター通信

子ども発達支援センター　子育て支援センター事業
わくわく広場のご案内

親子でからだを使った遊びを行います。
◆**日時**：2月22日(水)　10時～11時30分
◆**場所**：生涯学習センターわっか
　プレイルーム・子ども発達支援センター
◆**対象**：乳幼児とその保護者
　（保護者同伴での参加となります）
◆**申込**：電話または右記ＱＲからお申し込みください（締切：2月16日(木)）。
※事前申込をお願いしています。
※新型コロナウイルス感染症予防対策で、定員の設置や中止等の変更が生じる場合があります。

【お問い合わせ先】
子育て支援センター　（☎2－4152）
子ども発達支援センター（☎2－4773）

子育て支援センター事業
子育て講習

子どもたちが健やかに育つよう、地域の方たちと一緒に、子どもや子育てについて学べる9項目の講習会を行っています。

1コマ30分、興味のある内容のみの受講が可能です。お散歩ついでに学んでみませんか？

※本講習会は「まなびの森対象事業」となります。
◆**日時**　2月8日(水)　9時30分～10時40分
◆**内容**　**救急救命**
　上士幌消防署隊員を講師に、事故発生時の応急手当や乳幼児一次救命処置など救急時の対応に必要な手当ての知識や技術を学びます。
◆**場所**　生涯学習センターわっか　会議室2A・2B
◆**対象**　一般町民の方、子育てサポート協力会員登録者
◆**申込**　電話、Webフォームからのお申し込み
※今年度最後の子育て講習会となります。
※詳細については、子育て支援センターへお問い合わせください。

●お問い合わせは、**子育て支援センター☎2-4152**まで

とかち広域消防局災害情報案内

とかち広域消防局では、十勝管内の災害情報をホームページに掲載し案内しています。スマートフォンでＱＲコードを読み取り、「お気に入り」「ブックマーク」に追加することで簡単に災害情報が確認できます。

また、２月1日から音声による災害情報案内の電話番号が変わります。

①災害情報案内ＱＲ
災害情報案内ホームページ
URL　http://fire-tokachi.info/

②災害情報案内（音声）
新電話番号：0155-22-2119
（旧電話番号：0180-99-1198）

③新電話番号運用開始年月日
２月１日（水）　メンテナンス終了後
※同日午前９時から旧電話番号と新電話番号の切替作業を実施します。また、メンテナンス中は災害情報の案内は行っておりません。

【お問い合わせ】
◆とかち広域消防局　情報指令課
電　話：0155－26－9127
ＦＡＸ：0155－22－9119
メール：call@fire-tokachi.hokkaido.jp
◆上士幌消防署　警防係
電　話：2-2519　　ＦＡＸ：2-2715
メール：kamishihoro@fire-tokachi.hokkaido.jp

▼とかち広域消防局HP
【パソコン画面】

▲とかち広域消防局HP
【スマートフォン画面】

救急車の適正利用にご協力ください！

上士幌消防署における令和３年の救急出動件数は251件でしたが、令和４年は11月30日時点で昨年の救急出動件数を上回る数値となっています。救急出動の中には、救急車を必要としなかった事案もあります。

このような救急出動が増えてしまうと、いざというときに救える命が救えなくなる可能性があります。

本当に救急車を必要とする人のために、皆さまのご理解ご協力をよろしくお願いいたします。

下図のような症状があれば、すぐに救急車を呼んでください。

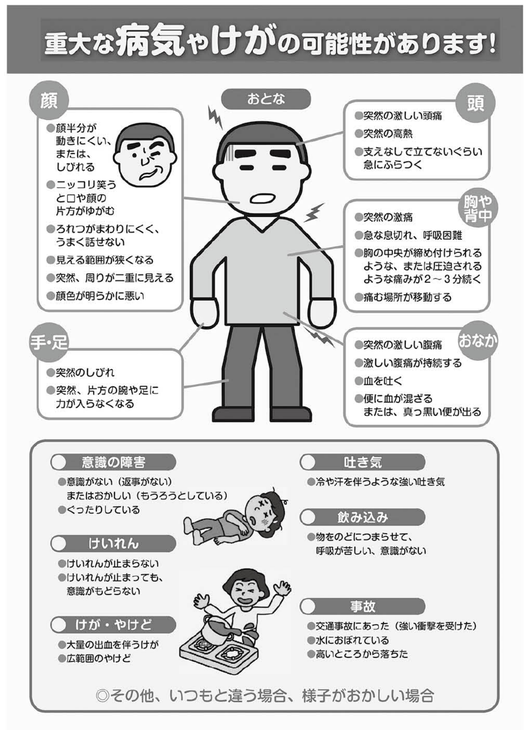

国民年金インフォメーション

お得な保険料前納制度のご案内

国民年金には、保険料を前払いすると割引になる「前納制度」があります。ぜひご活用ください。

▽前納種類　(1)当月末振替（早割）、(2) ６か月前納、(3) １年前納、(4) ２年前納

▽前納方法と申込窓口

前納方法	手続きに必要なもの	申込窓口
①口座振替	通帳、金融機関届出印	・町民課総合窓口 ・帯広年金事務所 ※口座振替は、金融機関でもお手続きできます。
②クレジットカード	クレジットカード	
③納付書（現金）	年度の途中からの前納や２年前納を希望する方は、右の窓口にご連絡ください。	

▽申込締切
口座振替、クレジットカード払いの２年前納、１年前納、６か月前納（４～９月分）のお申し込みは、**2月末日**です。役場で手続きする場合は、２月中旬までにお申し込みください。

（参考）令和４年度の国民年金保険料額　　※口座振替での前納は割引額が高く、特にお得です。

前納種類	保険料		割引額		支払期限（振替日）
	口座振替	納付書・クレカ払	口座振替	納付書・クレカ払	
各月納付（通常納付）	16,590円	16,590円	－	－	翌月末
早割（当月末振替）	16,540円	－	50円	－	当月末
６か月前納	98,410円	98,730円	1,130円	810円	４月末・10月末
１年前納	194,910円	195,550円	4,170円	3,530円	４月末
２年前納	381,530円	382,780円	15,790円	14,540円	４月末

※お問い合わせは、帯広年金事務所国民年金課（☎0155-25-8113）または町民課戸籍年金担当（☎2-4294）まで

◆暖房機器の使用について

本格的な冬のシーズンとなり、各世帯では暖房機器が活躍していると思います。暖房機器は冬には欠かせないものであるため、定期的な点検を実施して安全に使用するようお願いします。また、ワカサギ釣り等でテント内にて暖房機器を使用される方もご注意ください。

・大雪や吹雪により排気口が埋まってないか確認する。
・外出時にはタイマーを使用するなど、電源を切る。
・付近に可燃物を置かない。
・洗濯物や上着等を暖房機器の上方に干さない。
・テント内で暖房機器を使用する際は、換気を十分に行い、燃料を暖房機器の近くに置かない。

♥上士幌消防署Facebook

上士幌消防署に関する情報や火災予防広報、イベント告知などをFacebookページで随時配信します。

▶詳細はこちら

火の用心

【本年の出動状況】　12月31日現在の出動件数
◆火災出動　　7件（うち12月　1件）
◆救急出動　280件（うち12月27件）
※お問い合わせは、上士幌消防署予防係（☎2-2519）まで